

# 刈谷市創業者支援事業補助金

令和4年4月1日現在

## 概要

市内の創業を支援するため、刈谷商工会議所と連携して創業する者に対し、創業時に必要な初期費用の一部を補助します。

## 対象事業者

次のいずれにも該当する中小企業者としての創業を予定している者であること。

- ① 個人事業主として市内に主たる事業所を置くことを予定している個人で、市内に住所を有する（予定を含む）者、または、市内に本店を置く会社を設立することを予定している者。
- ② 刈谷商工会議所の創業支援を受けている者。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 創業後、3年を越えて事業を継続できること。

### 《注意》

- ・ 認定申請時の住所が刈谷市外の方の場合は、補助金の交付申請時に刈谷市内に住所を有し、刈谷市の住民票を取得できることが交付要件となります。
- ・ この補助金の交付を受ける場合は、創業前と創業後3年間は、刈谷商工会議所の創業支援及び経営指導を継続して受ける必要があります。

## 対象事業

対象事業者が創業に伴い市内に事業所を開設する事業とし、次のいずれかに該当する事業は、補助対象となりません。

- ① 他の方が行っていた事業を継承して行う事業
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業
- ③ 中小小売商業振興法第11条第1項に規定する特定連鎖化事業もしくは、これに類する事業
- ④ 国、愛知県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている事業

### 《注意》

事業所とは、事業の用に供する事務所、店舗、工場等です。ただし、仮設又は臨時のものなど、設置が恒常的でないものと、住居と兼用するものは、補助の対象事業となりません。

## 対象経費 ※消費税及び地方消費税相当額は除きます。

### ① 事業所賃借料【補助率：対象経費の50% 補助上限額：月額5万円かつ通算60万円】

- ・ 事務所借上げに要する経費  
(敷金・礼金・駐車場費・光熱水費・共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃料)
- ※ 事業所賃借料は、補助対象事業として認定を受けた日の前後3月以内に賃貸借契約を締結したものに限り、月額賃料に2分の1を乗じて得た金額に1,000円未満の端数が生じる場合、補助金額は1,000円未満切捨ての金額となります。

例) 月額賃料 85,000 円の場合 :  $85,000 \text{円} \times 1/2 = 42,500 \text{円}$  補助金額 (月額) 42,000 円

### 《注意》

賃貸借契約締結から認定までに支払った事業所借上げに要する経費は、補助対象経費となりません。

**② 法人登記等に係る経費【補助率：対象経費の50% 補助上限額：15万円】**

- ・ 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税
  - ・ 商号登記に係る登録免許税
  - ・ 開業又は法人設立に係る司法書士、行政書士等への報酬及び実費
- ※ 認定日から起算して1年以内のものに限ります。
- ※ 補助金額の計算は、法人登記等に係る経費の合計額に2分の1を乗じて得た金額となり、1,000円未満は切捨てとなります。

**③ 販売の促進に係る経費【補助率：対象経費の50% 補助上限額：通算25万円】**

- ・ 広告宣伝費、パンフレット作成費、ホームページ製作費
- ※ 認定日から起算して1年以内のものに限ります。
- ※ 補助金額の計算は、販売の促進に係る経費の合計額に2分の1を乗じて得た金額となり、1,000円未満は切捨てとなります。

**申請**

**《認定申請》**

所定の認定申請書（刈谷市のホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、事業計画書に記載している開業日もしくは法人設立日の14日前までに、次に掲げる書類を添えて刈谷市役所商工業振興課まで提出してください。

- ①事業計画書（刈谷商工会議所の認定がされたもの）
- ②市税の完納を証する納税証明書

※ 事業計画書を作成する際には、必ず刈谷商工会議所の創業支援を受けてください。

**《交付申請》**

認定を受けた者は、補助対象事業の完了の日から30日以内に、所定の交付申請書（刈谷市のホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて刈谷市役所商工業振興課まで提出してください。

※ 交付申請を行う前に、必ず刈谷商工会議所（電話 0566-21-0370）にご相談ください。

**①事業所賃借料**

- ア 法人：登記事項証明書（申請書を提出する日前3月以内に発行されたもの）  
個人：住民票の写し（申請書を提出する日前3月以内に発行されたもの）
  - イ 経費の支払を証する書類の写し
- ※ 補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、金額が確認できるものを添付してください。また、「消費税や共益費等を除いた賃借料の金額」と「契約締結日」が確認できる書類（契約書の写し等）も添付してください。
- ウ 開設した事業所の写真

**②法人登記等に係る経費**

- ア 登記事項証明書（申請書を提出する日前3月以内に発行されたもの）
  - イ 経費の支払を証する書類の写し
- ※ 補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、金額が確認できるもの。

**③販売の促進に係る経費**

- ア 法人：登記事項証明書（申請書を提出する日前3月以内に発行されたもの）  
個人：住民票の写し（申請書を提出する日前3月以内に発行されたもの）
  - イ 経費の支払を証する書類の写し
- ※ 補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、金額が確認できるもの

**問合せ先 刈谷市役所商工業振興課 電話0566-62-1016**